

2024年6月28日

いつまで繰り返されるのか 米兵による性暴力と外務省の「情報隠し」に抗議する

沖縄県マスコミ労働組合協議会
議長 屋良朝輝
日本マスコミ文化情報労組会議
議長 石川昌義

沖縄県に住む 16 歳未満の少女が被害に遭う性暴力事件が 6 月 25 日、民放局の報道で明らかになった。少女を車で誘拐して自宅に連れ去り、同意なく性的暴行を加えた筆舌に尽くしがたい凶悪な犯罪であり、強い怒りを禁じ得ない。那覇地検が嘉手納基地所属の米兵を起訴したのが、2023 年暮れの事件発生から約 3 カ月後の 3 月 27 日。

当時、事態を把握していた外務省は起訴当日、エマニュエル駐日米大使に抗議した一方で、県には事件についての連絡をしていない。米軍統治が始まった占領期、そして 1972 年の日本復帰後も、米軍関係者による性暴力事件は後を絶たない。戦後長きにわたり尊厳を踏みにじられ続けている中で、再び未成年を狙った凶悪事件の発生は県民に大きな衝撃と怒りを生んでいる。報道を受けて県が問い合わせるまで、起訴から 3 カ月近く県への連絡を怠った外務省の対応は悪質な「情報隠し」であるだけでなく、県民生活の安全を軽んじ脅かすものであり厳重に抗議する。

係る事件の報道後も、今年 1 月、5 月に米海兵隊員が県内女性に対する不同意性行致傷で逮捕された事件が相次いで明るみになり、県民の反発と不審は高まりつつある。

米軍の特権を認める日米地位協定により、容疑者の身柄を日本の捜査当局に引き渡すか否かは米軍の裁量に委ねられている。今回の事件では、容疑者を特定して米軍側に照会した県警が 3 月 11 日に書類送検した後、起訴と同日の 3 月 27 日に被告の身柄は日本側に引き渡された。しかし保釈請求によりすでに米兵の身柄は米軍の管理下に置かれるなど、「証拠隠滅や逃亡の懸念」も指摘されている。事件を初報した 6 月 25 日付の沖縄タイムス、琉球新報によると、捜査関係者は「米軍基地政策を所管しているわけではない。外務省が報告するもの」と主張する一方、外務省関係者は県に情報を伝えなかった理由に「プライバシー保護」を挙げ、公表の判断について「一義的には捜査機関が判断するもの」としている。

責任をなすり合うようでは、県民の絶望は深まるばかりだ。過去の米兵による性暴力事件では被害者のプライバシーに最大限配慮した県への報告が行われており、今回も十分に可能だったと考えられる。また、裁判が始まれば事件は公になることから、3 カ月も報告しなかった理由説明としては不十分であり、県民軽視との疑念は拭えない。

県警のまとめによると、日本復帰の 1972 年から 2022 年までの 50 年間で米軍関係者による刑法犯罪の摘発は 6163 件。

うち、性犯罪は 134 件に上る。1995 年に県内であった米海兵隊員による少女暴行事件は県民の怒りを広げ、日本復帰後、最大規模となる約 8 万 5 千人が集まった県民総決起大会につながった。今回の性暴力事件が起きた 2023 年 12 月 24 日は辺野古新基地建設を巡り、国が軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更を代執行するため玉城デニー知事を相手に起こした訴訟で福岡高裁那覇支部が県側敗訴の判決を言い渡した直後でもあり、起訴後の 6 月 16 日には、新基地建設で国に対峙する玉城県政への評価が大きな争点となった県議選もあった。

外務省による情報隠しは、世論への影響を恐れた政治的意図を疑われても仕方がない。

性暴力事件が明るみになり、心配されるのは被害者に対する誹謗中傷だ。すでに SNS では「なぜ米兵について行ったのか」などと被害者を不当になじる悪質な書き込みが存在する。加害者の犯罪行為こそ追及されるべきであり、間違った信念や無自覚な思い込みにより被害者を貶める「二次加害」は許されない。人としての尊厳を重視する私達は、「魂の殺人」とも呼ばれる悪質な人権侵害である性暴力を二度と繰り返させないために、怒りを込めて報道を続けるとともに、日米地位協定の抜本的見直し及び、被害者への誠実な対応と早急な補償、綱紀粛正を強く求める。

以上